

コンベンション開催助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンベンション開催助成事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県において行う県外の参加者が参集する大会・集会等（以下「コンベンション」という。）の開催に要する経費を補助することにより、コンベンションの誘致を促進し、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、公益財団法人とっとりコンベンションビューローとする。

(補助事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業は、市内で開催されるコンベンションであって、市内への誘致を図る必要のあるもののうち、補助事業者が定めるコンベンション開催助成金交付要綱に基づく助成金（以下「間接補助金」という。）の交付対象となるコンベンション（以下「間接補助事業」という。）を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、当該補助事業者が間接補助金を交付する事業とする。

(間接補助対象経費)

第5条 間接補助金の交付の対象となる経費（以下「間接補助対象経費」という。）は、間接補助事業に要する経費のうち、会場使用料、会場装飾費、機材借上料、講師等招聘費用、資料等の印刷費、移動用バス等の借上料その他市長が適当と認めた経費とする。ただし、間接補助金の額を算入することにより、間接補助事業に係る収入の額が支出の額を上回る場合は、収支が一致する額を限度とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、間接補助事業ごとに間接補助対象経費の額と別表に規定する交付基準額とのいずれか低い額に2分の1を乗じて算定した額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(間接交付の条件)

第7条 補助事業者は、間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、 第9条の2、第10 条、第12条（た だし書を除く。）、第 16条、第17条並	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等の	間接補助事業の
	市長	補助事業者
	補助事業等を	間接補助事業を

びに第 18 条第 1 項 及び第 3 項	補助事業等変更（中止・廃止・） 承認申請書（様式第 3 号）	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれ に付された条件若しくは指示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届（様式第 4 号）	補助事業者が定める届出書
	補助事業等が	間接補助事業が
	補助事業等完了届（様式第 5 号）	補助事業者が定める届出書
	補助事業等（補助金等が間接補助 金等に係るものである場合にあっては、間接補助事業等。以下この 条において同じ。）	間接補助事業
	補助事業等実績報告書（様式第 7 号）	補助事業者が定める報告書
	第 10 条第 2 項の規定により補助 事業等完了届の提出があったとき 又は補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第 8 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の 2 割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第 9 条 規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合は、同項第 1 号又は第 2 号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（補助金の交付）

第 10 条 規則第 11 条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

（間接的な変更等の承認）

第 11 条 補助事業者は、第 7 条の規定により付した規則第 9 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 9 条第 1 項の別に定める変更等を定めるに当たっては、第 7 条に定める変更を定めてはならない。

（指示等の報告）

第 12 条 補助事業者は、第 7 条の規定により付した規則第 9 条の 2 又は規則第 18 条第 3 項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

(とっとりコンベンションビューロー補助金交付要綱の廃止)

2 とっとりコンベンションビューロー補助金交付要綱（平成13年4月1日制定）は、平成19年4月1日限り、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第6条関係）

- 1 交付基準額は、間接補助事業に係る次の表の左欄に掲げる延べ宿泊者数の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額とする。

延べ宿泊者数	交付基準額			
	学 術 会 議		その他の コンベンション	合宿
	全国規模	その他		
100人～199人	200,000円	100,000円	(100,000円)	延べ宿泊者数 ×500円 ※1,000,000円 を上限とする
200人～299人	400,000円	200,000円	200,000円	
300人～399人	600,000円	300,000円	300,000円	
400人～499人	800,000円	400,000円	400,000円	
500人～999人	1,000,000円	500,000円	500,000円	
1,000人～1,999人	2,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	
2,000人以上	4,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	

備考 1 その他のコンベンションで、企業コンベンション以外の延べ宿泊数「100人～199人」は助成対象外である。

2 「全国規模の学術会議」とは、全国の研究者を対象として組織された事務局が主催する学術会議をいう。

3 延べ宿泊者数とは市内の宿泊施設に宿泊する県外在住の参加者の数に宿泊日数を乗じて得た延べ数をいう。

- 2 間接補助事業が国際会議（国外在住の参加者が5人以上のものに限る。）である場合は、1の額に県内の宿泊施設に宿泊する国外在住の参加者に係る延べ宿泊者数1人当たり5千円を加算する。ただし、加算額は100万円を限度とする。
- 3 交付対象となるコンベンションの参集範囲が中国地方又は中国・四国地方である場合は、1の額に2分の1を乗じた額を交付額とする。ただし、企業コンベンション及び合宿についてはこの限りでない。